

豊島区自治基本条例 素案【案】

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）
- 第 2 章 区民（第 6 条 - 第 9 条）
- 第 3 章 コミュニティ（第 10 条 - 第 13 条）
- 第 4 章 区政への参加、協働
 - 第 1 節 情報の共有（第 14 条 - 第 19 条）
 - 第 2 節 区民参加（第 20 条 - 第 26 条）
 - 第 3 節 協働（第 27 条 - 第 29 条）
- 第 5 章 区議会
 - 第 1 節 区議会の意義と役割（第 30 条 - 第 34 条）
 - 第 2 節 議員の責務（第 35 条・第 36 条）
- 第 6 章 区長
 - 第 1 節 区長の意義と役割（第 37 条 - 第 41 条）
 - 第 2 節 区の職員（第 42 条・第 43 条）
- 第 7 章 区政運営
 - 第 1 節 行政運営（第 44 条 - 第 48 条）
 - 第 2 節 他機関等との連携（第 49 条 - 第 51 条）
- 附則

私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、また、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。

私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。

今、私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。

そして、身近な地域の課題について、住民が主体的に考え、このまちに集う多様な区民と協働していくことを自治の起点とし、一人ひとりの個性と権利を尊重し、連携していく過程を大切にします。

また、私たち区民は、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

この豊島区で共に暮らし、働き、学び、活動している私たち区民は、地域からの視点とともにより広い視野で社会をみつめ、（まちを訪れる人々とともに、）豊島区をさらに豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。

ここに私たち区民は、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、（豊島区の自治の憲法ともいふべき）この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、豊島区の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民、区議会及び区長についてそれぞれの役割並びに区政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

A 案	(1) 区民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者(以下「住民」という。)、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者、区内の学校に在学する者又は区内において公益的な活動を行う個人又は団体をいう。 (2) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。 (3) 区 区議会及び区長等をいう。
B 案	(1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者をいう。 (2) 区民 住民、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者、区内の学校に在学する者又は区内において公益的な活動を行う個人又は団体をいう。 (3) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。 (4) 区 区議会及び区長等をいう。

(基本理念)

第 3 条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。

- (1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に考え、多様な区民と協働してまちづくりを行うこと。
- (2) 区は、区民及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。

「身近な自治の原則」(住民自治の理念)について、前文で規定するか、本則で規定するか、或いは前文と本則の双方で規定することも考えられる。その場合、本則で規定する場所としては、基本原則として並べるよりも、「自主性・自立性の原則」(団体自治の理念)と合わせ、自治の基本理念として別に規定した方が、この条例のめざす自治の理念をより明確に表せる。基本原則は、基本理念を実現するための行動原則として位置づける。

(基本原則)

第 4 条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げることを基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。

- (1) 情報共有の原則 区民及び区が、相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 参加の原則 区民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。
- (3) 協働の原則 区民及び区が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。

(4) 多様性尊重の原則 年齢・性別・国籍・心身の状況、社会的、経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること。

(最高規範性)

第 5 条 この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、区民及び区は、この条例に定める事項を最大限尊重しなければならない。

2 区は、この条例の目的に照らして、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の制定及びその体系化に積極的に取り組まなければならない。

3 区は、社会、経済等の環境の変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況等に照らして、この条例の内容を検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

第 2 章 区民

(区民の権利)

第 6 条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。

(1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利

(2) 区政に参加する権利

(3) 前 2 号の権利を行使するために必要な情報を知る権利

(4) 行政サービスを受ける権利

2 区民は、まちづくり及び区政への参加・不参加によっていかなる差別も受けない。

(区民の責務)

第 7 条 区民は、自治を実現するために、次に掲げることに努めなければならない。

(1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。

(2) 区政に参加するに当たり、自己の発言及び行動に責任を持つこと。

(3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。

(4) 行政サービスに係る負担を分任すること。

A 案	(子どもの権利) 第 8 条 子ども (十八歳未満の者をいう。以下同じ。) は、安全かつ健全に成長する権利を有する。 2 区民及び区は、子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいけるよう努めるものとする。
B 案	子どもの権利に関する規定は置かない。

(事業者の責務)

第 9 条 区内で事業活動を行う個人又は団体は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。

事業者のみ責務を上乗せする必要はない、或いは、区民全体の責務とすべきではないかとの意見が出されている。

第 3 章 コミュニティ
 (コミュニティの意義)

A 案	<p>第 10 条 コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。</p> <p>2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。</p>
B 案	<p>A 案の第 1 項部分をコミュニティの定義として総則に置く。</p> <p>第 10 条 区民は、コミュニティを基盤として形成される多様な活動を通じ、地域におけるまちづくりを主体的に担う。</p>

A 案のように条文の途中で定義規定を置くことは通常あまりない。
 また、条文の中で重要なキーワードは本則で定義するのが一般的である。

(コミュニティを基盤とする活動の原則)

第 11 条 コミュニティを基盤とする活動の原則は次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民の自発的な意思に基づく参加と、区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。
- (2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。
- (3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にする。

(区の役割)

第 12 条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。

- 2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の趣旨にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(まちづくりに関する提案)

第 13 条 区民は、地域の共通課題についてともに考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。

- 2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案をすることができる。
- 3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

地域における協議の場を区長が設置することについては、区と区民との協働によるまちづくりの仕組みとして次章に置く。

第4章 区政への参加、協働

第1節 情報の共有

(区政情報を知る権利)

第14条 区民は、区政への参加に必要な情報の公開を区に請求し、区から説明を受けることができる。

(区政情報の公開及び提供)

第15条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するために別に条例の定めるところにより、区政情報を区民に公開しなければならない。

2 区は、多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供しなければならない。

以下「説明責任」から「会議の公開」までの3条は「区長等」を主語にするか、「区」を主語にするかで、以下のような規定内容になる。また、「区長等」を主語とする場合、議会の説明責任等は議会の章で規定する(8頁参照)。

A案(主語は「区長等」)	B案(主語は「区」)
(説明責任) 第16条 区長等は、政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明しなければならない。	(説明責任) 第16条 区は、区的意思決定及び区政運営に係る諸活動について、区民に分かりやすく説明しなければならない。
(応答責任) 第17条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない。	(応答責任) 第17条 区は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、これに誠実に応答するよう努めなければならない。
(審議会等の公開) 第18条 区長等が設置する審議会等の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例等で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。	(会議の公開) 第18条 法令、条例等により設置する区の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例等で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第19条 区は、個人の権利及び利益が侵害されないように、別に条例の定めるところにより、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 区は、個人情報の開示等を求める権利を保障する。

第 2 節 区民参加

(区政への区民参加)

第 20 条 区民は、区における課題の把握並びに計画等の策定、実施及び評価の各段階において区政に参加することができる。

以下「区民参加の保障」と「区民参加制度の整備」の 2 条は「区長等」を主語にするか、「区」を主語にするかで、以下のような規定内容になる。

A 案 (主語は「区長等」)	B 案 (主語は「区」)
(区民参加の保障) 第 21 条 区長等は、幅広い区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。 2 区長等は、区政に参加するために区民自らが学習するための機会及び場所の提供などの支援に努めなければならない。	(区民参加の保障) 第 21 条 区は、幅広い区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。 2 区長等は、区政に参加するために区民自らが学習するための機会及び場所の提供などの支援に努めなければならない。
(区民参加制度の整備) 第 22 条 区長等は、多様な区民参加制度を整備し、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案の応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。 2 区長等は、決定した参加方法、意見等の取扱いについて、速やかに区民に周知しなければならない。	(区民参加制度の整備) 第 22 条 区は、多様な参加制度を整備・活用し、区民の意見が区政に反映されるよう努めなければならない。 2 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案の応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。 2 区長等は、決定した参加方法、意見等の取扱いについて、速やかに区民に周知しなければならない。

原案で「区民参加の保障」の第 2 項に規定していた「参加できない区民への特段の配慮」については、第 6 条 (区民の権利) 第 2 項と重複するので削除、また、具体的な参加の形態についても、他の条文との規律密度のバランス等を考慮し削除した。

学習機会・場所の提供について、区民参加の保障の一環としてこの節に置く。また、単に区政に関して学ぶ場ではなく、社会参加の場だとする意見が出されているが、区は区民の主体的な学習を支援する立場であり、この章の規定する内容として、「社会参加」では範囲が広すぎる。

(審議会等の委員の公募)

第 23 条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、原則として、委員の一部又は全部を区民から公募しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(パブリックコメント)

第 24 条 区長等は、重要な計画、政策等を決定する場合に、事前に区長等の案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区長等の考え方を公表しなければならない。

(自治推進委員会の設置)

第 25 条 自治の円滑な推進を図るため、区民及び学識経験者で構成する自治推進委員会を区長の附属機関として設置する。

2 自治推進委員会は、この条例の運用及び見直しその他自治の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議し答申するとともに、自ら区長に対して提言することができる。

3 区長は、前項の答申及び提言を尊重し、豊島区の自治を推進する施策に反映させなければならない。

4 前 3 項に定めるほか、自治推進委員会に関する必要な事項は、別に規則で定める。

(住民投票)

第 26 条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、直接区民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民、区議会又は区長の発議に基づき、住民投票を実施することができる。

2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第 3 節 協働

(協働の推進)

第 27 条 区長は、協働の原則に基づき、地域社会に関わる多様な主体が、協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるように、総合的な施策を整備するとともに、機会及び場所の提供などの支援に努めなければならない。

(協働事業)

第 28 条 区長等は、営利を目的としない公益的な活動を行う地域活動団体、社会貢献の意欲のある教育機関又は事業者等を尊重し、それぞれの機能及び専門性をいかして協働事業を行うものとする。

2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。

コミュニティの章の「地域における協議の場」について、区長が設置する規定も置く場合は、区政への参加ではなく協働の観点から、ここに以下のような規定を置く。

(地域における区民との協働)

第 29 条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分に基づくそれぞれの地域に協議会を設置することができる。

2 区長は、前項の協議会を設置する場合は、多様な区民の参加が得られるよう配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

第 5 章 区議会

第 1 節 区議会の意義及び役割

(区議会の設置)

第 30 条 区に、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。

憲法、自治法の規定に準じた規定とする。

主語を「区民」ではなく「住民」とするとの意見が出されているが、「住民」には外国人、法人も含まれるので、いずれを主語にしても矛盾が生じる。

また、ここを「住民」とすると、以下の「区民の信託」や「区民意思の反映」との整合性が取れない。

(区民の信託と区議会の権限)

第 31 条 区議会は、区民の信託に基づく議事機関として、区民の意思を区政に反映させるため、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等の事件について議決する権限を有する。

(区議会の役割)

第 32 条 区議会は、自立した自治体としての意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。

2 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。

3 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているか監視しなければならない。

(就任時の宣誓)

第 33 条 区議会議長は、区議会を代表し、一般選挙後最初の議会の開会にあたり、この条例にのっとり議会運営を行うことを宣誓しなければならない。

議会運営については、前章の説明責任や区民参加の主語を「区長等」にするか、「区」にするかで、以下のような規定内容になる。(下線部を原案に追加)

A 案 (前章の主語は「区長等」)	B 案 (前章の主語は「区」)
<p>(議会運営)</p> <p>第 34 条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑で効率的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 区議会は、区民との政策情報の共有を図り、<u>議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。</u></p>	<p>(議会運営)</p> <p>第 34 条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑で効率的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 区議会は、区民との政策情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p>

第2節 議員の責務

(行動の指針)

第35条 区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って区政に反映させることを行動の指針としなければならない。

(議論の活発化及び議員の能力)

第36条 区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

第6章 区長

第1節 区長の意義及び役割

(区長の設置)

第37条 区に、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。

(区民の信託と区長の権限)

第38条 区長は、区民の信託を受け、区を統括し、これを代表する。

2 区長は、区政の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理しこれを執行する権限を有する。

(区長の役割)

第39条 区長は、自立した区政の確立を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。

2 区長は、区民の意思を反映した行政サービスを効率的・効果的に提供し、区民福祉の向上を図らなければならない。

3 区長は、毎年、行政運営の基本方針を定め、区民及び区議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

(就任時の宣誓)

第40条 区長は、就任にあたり、この条例にのっとり誠実公正に職務を執行することを宣誓しなければならない。

(組織及び職員の管理)

第41条 区長は、区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。

2 区長は、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。

第2節 区の職員

(職員の責務)

第42条 区の職員は、自らも区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、区民の信頼の獲得及び満足度の向上に努めなければならない。

2 区の職員は、自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し、誠実かつ公正に、及び創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。

(公益通報等)

- 第 43 条 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生の恐れがあると思料する場合には、これを放置又は隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするように努めなければならない。
- 2 区長は、前項に定める職員の是正行為又は公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する公益通報を理由として、当該職員に対し不利益となる取扱いをしてはならない。
- 3 区長は、前項の公益通報に係る機関を別に定め、当該機関に通報の受付、調査、報告等の処理を委ねるものとする。
- 4 前三項に定めるほか、職員の公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

第 7 章 区政運営

第 1 節 行政運営

(基本構想及び計画行政)

- 第 44 条 区長は、この条例の理念にのっとり、基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を体系的に策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければならない。
- 2 区長は、社会経済状況を踏まえ、自らの基本とする政策及び重点的に展開すべき施策、事業等を基本計画において明らかにし、これを効果的・効率的に実現するため、財源及び人員等を適正に配分する仕組みを構築しなければならない。
- 3 基本計画等は、計画目標及び実施内容を定めるほか、実施するに当たって見込まれる費用及び期間の数値化に努めるものとする。
- 4 基本計画等は、その達成状況を管理するとともに、新たな行政需要又は社会経済情勢等の変化に対応するため、必要な見直しを行うものとする。

(行政手続)

- 第 45 条 区長等は、行政手続に関して共通する事項を別に条例で定め、行政運営の公正の確保及と透明性の向上を図り、区民の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

- 第 46 条 区長等は、区の政策及び施策並びにこれに基づく個別の事業について、その目的に照らして必要性、達成度、効率性等を評価するとともに、評価の結果を政策の立案及び予算の編成に適切に反映させなければならない。
- 2 区長は、評価の結果を公表するとともに、評価の客観性を確保するための評価体制の整備及び評価への区民参加を推進しなければならない。

(財政・財務)

- 第 47 条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない。
- 2 区長は、予算及び決算結果について、区民に分かりやすく説明するとともに、区の財政状況及び財務諸表を公表し、区長の財政方針を明らかにしなければならない。
- 3 区長は、区が保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければならない。

(危機管理)

第 48 条 区長等は、区民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、区民生活の安全性の確保に努めなければならない。

2 区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には、区民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。

3 区民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

第 2 節 他機関等との連携

(国及び都の関係)

第 49 条 区は、区民に最も身近な自治体として、国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を図り、対等な政府間関係の確立を目指すものとする。

(他の自治体等との連携)

第 50 条 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、地方自治を確立するための法制度の構築に取り組み、自治の拡充を図るものとする。

2 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、共通する行政課題の解決に取り組むことに努めるものとする。

(国際的な連携)

第 51 条 区は、在住外国人、国際交流又は国際貢献を目的とする活動団体、他国の自治体等と連携し、平和、人権、社会、経済、文化、教育、環境等の諸課題について、地域からの視点と全地球的な視野で解決に取り組むものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。